

宇和島地区広域事務組合消防本部公表第5号

宇和島地区広域事務組合危険物関係法令取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年9月3日

宇和島地区広域事務組合  
消防長 丸川 一郎

宇和島地区広域事務組合消防本部訓令第5号

宇和島地区広域事務組合危険物関係法令取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年9月3日

宇和島地区広域事務組合  
消防長 丸川 一郎

宇和島地区広域事務組合危険物関係法令取扱規程の一部を改正する訓令

宇和島地区広域事務組合危険物関係法令取扱規程（平成元年消本訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（仮貯蔵等の承認）

第2条 法第10条第1項ただし書の規定による危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書を受理したときは、火災予防上支障がないか、速やかに調査しなければならない。

第7条中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を削る。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。